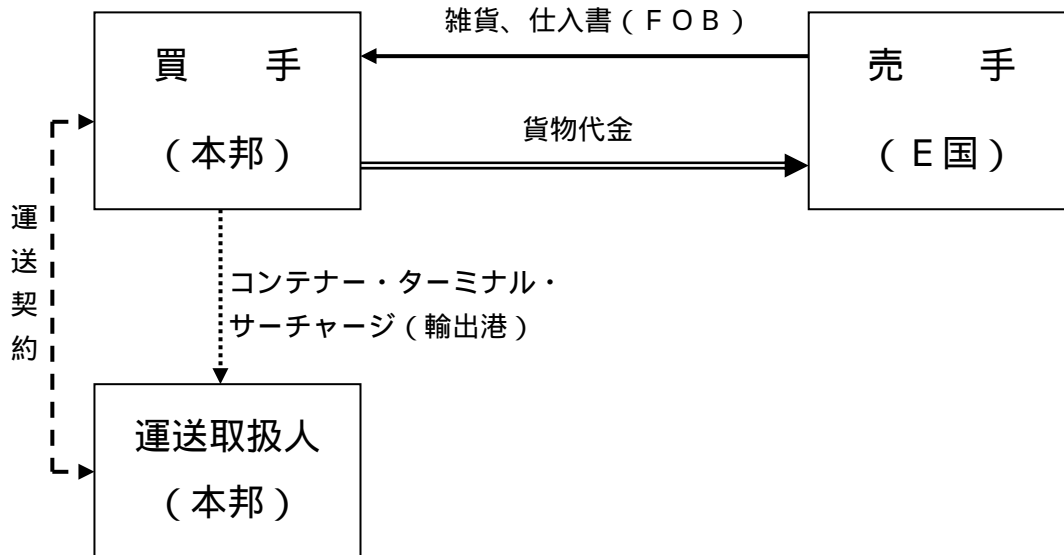


14. 運送取扱人に支払う輸出港における

コンテナ・ターミナル・サーチャージ



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から F O B 条件で雑貨を購入（輸入）します。

輸入貨物の B / L にコンテナ・ターミナル・サーチャージが米ドル建てで記載されており、当社は、運送契約を締結した運送取扱人に対して、その費用の額を支払います。その費用は、輸出港のコンテナヤードにおいて行われた輸入貨物の荷役作業に係るものです。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が運送取扱人に支払うコンテナ・ターミナル・サーチャージの額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が運送取扱人に支払うコンテナ・ターミナル・サーチャージは、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

運賃及び保険料以外の「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用をいい、例えば、輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ等が含まれます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達 4 - 8(5)八

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)